

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第34号	
事故等名	漁船豊寿丸モーターボート陽進丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年9月1日 06時10分ごろ	
発生場所	三田尻中関港築地東防波堤南灯台から真方位160° 1700m付近	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月15日 門司・地方事故調査官が所属漁協から電話録取、海難証明書、漁船登録票、衝突概況説明書、漁船船主責任保険事故発生通知書写及び損傷写真を入手して精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 漁船豊寿丸・4. 8トン YG3-50829 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B モーターボート陽進丸・1. 1トン YG3-59123 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A 負傷者 なし B 負傷者 なし	
損害	A 方形船首に20～30cmの擦過程度の凹損 B 左舷中央外板に軽凹損	
事故等の経過	豊寿丸は、単独で乗り組んで船尾甲板で漁獲物を選別しながら帰港中、単独で乗り組んで西方を向首して錨泊しながら一本釣り中の陽進丸に衝突した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A 船船長が適切な見張りを行わなかったこと。 B 船船長が適切な見張りを行わなかったこと。
原因	本件衝突は、次のことが関与した可能性があると考えられる。 A 船船長が適切な見張りを行わなかったこと。 B 船船長が適切な見張りを行わなかったこと。	